

令和7年 第18回 福岡市選挙管理委員会

9月22日（月） 午前10時30分

議 題

1 報告事項

- ① 在外選挙人名簿登録者数について
- ② 検察審査員候補者予定者の選定について
- ③ 裁判員候補者予定者の選定について

2 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・ 令和7年10月6日（月） 午前10時30分
- ・ 令和7年10月20日（月） 午前10時30分
- ・ 令和7年11月5日（水） 午前10時30分

報告事項 1

在外選挙人名簿登録者数について

9月6日～9月22日区委員会議決分

区 分	前回 登録者数	前回以降の 新規登録者数	前回以降の 登録移転者数	前回以降の 抹消者数	今回 登録者数
東 区	132	0	0	2	130
博 多 区	102	1	0	0	103
中 央 区	153	0	0	0	153
南 区	161	0	0	0	161
城 南 区	80	0	0	0	80
早 良 区	127	1	0	1	127
西 区	89	0	0	1	88
福岡市計	844	2	0	4	842

報告事項 2

検察審査員候補者予定者の選定について

1 検察審査会制度について

日本の刑事裁判では、検察官だけが被疑者を起訴するか不起訴にするかを定めることができる（起訴独占主義、起訴便宜主義）。そのため、検察官の不起訴処分が正しかったかどうかを審査する制度として、検察審査会制度がある。

国民の中から選ばれた検察審査員で構成する検察審査会において、検察官の不起訴処分が正しかったかどうかを審査し議決する。

なお、検察審査会が起訴相当の議決をしたにもかかわらず、検察官が再度不起訴処分とした場合に、検察審査会が再度起訴相当の議決をした場合には、裁判所が指定した弁護士が被疑者を起訴することとなる。

2 検察審査員の選定について

(1) 検察審査員候補者予定者名簿の調製・送付

福岡検察審査会には福岡第一検察審査会と福岡第二検察審査会があり、両審査会の管轄区域である福岡市、宗像市、春日市、筑紫野市、糸島市、朝倉市などの26市区町村は、両審査会それぞれに対し、検察審査員候補者予定者名簿を調製し、送付することとされている。

(2) 検察審査員・補充員の選定

検察審査員の選定は、各検察審査会の事務局が、市区町村選挙管理委員会が送付した検察審査員候補者予定者名簿に登載された者を就任時期の異なる第1群から第4群（各群100人）に分け、資格調査を行ったうえ、くじにより常時11人となるよう、各群5～6人を選定している。また、検察審査員が欠けた場合に備えて、同数の補充員も選定している。

(3) 検察審査員の任期は6か月で、各群のくじの時期は次表のとおりである。

年 各群	月	7年	令和8年												令和9年			
		12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
第1群 (5人)	(㊦) 12/28 まで			●	就任 時期			●								←		
第2群 (6人)				(㊦) 3/31 まで				●			●							
第3群 (5人)							(㊦) 6/30 まで			●			●					
第4群 (6人)										(㊦) 9/30 まで		●		●			●	

※ 上表の「●」は検察審査会の定例会で、3月、6月、9月、12月の年4回開かれる。

3 検察審査員候補者予定者の選定について

(1) 選定方法

市区町村選挙管理委員会は検察審査員候補者予定者名簿に登載する者（＝検察審査員候補者予定者）を、毎年9月1日現在選挙人名簿登録者の中からくじにより選定することとされている。

(2) 選定数（割当数）

市区町村選挙管理委員会が選定すべき検察審査員候補者予定者の数（＝割当数）は、市区町村選挙管理委員会における6月1日現在の選挙人名簿登録者数に基づき、検察審査会事務局において決定され、市区町村選挙管理委員会に通知される。

※（参考）一審査会当たりの本市各区の令和8年の割当数

	東 区	博多区	中央区	南 区	城南区	早良区	西 区	全 市
第1群	12人	9人	7人	10人	5人	8人	7人	58人
第2群	12人	9人	7人	10人	5人	8人	7人	58人
第3群	11人	9人	8人	9人	5人	8人	8人	58人
第4群	11人	9人	8人	9人	4人	8人	8人	57人
計	46人	36人	30人	38人	19人	32人	30人	231人

福岡第一検察審査会、福岡第二検察審査会とも同数

4 候補者予定者名簿の調製日程について

令和7年8月4日まで

6月1日現在選挙人名簿登録者数照会への回答

（区選挙管理委員会→福岡第一検察審査会事務局）

※ 福岡第二検察審査会事務局へは第一検察審査会事務局から回付される。

9月1日まで

令和8年候補者割当数(第1群～第4群)通知

（福岡第一及び福岡第二検察審査会事務局

→区選挙管理委員会）

9月中旬

候補者予定者選定のためのくじの実施

（区選挙管理委員会事務局）

9月19日

区委員会会議

（候補者予定者名簿の調製の議決）

9月30日まで

候補者予定者名簿の送付

（区選挙管理委員会→福岡第一検察審査会事務局）

※ 福岡第二検察審査会事務局へは第一検察審査会事務局から回付される。

※ 候補者予定者名簿の法定送付期限は10月15日となっているが、福岡第一及び福岡第二検察審査会からの依頼に基づき9月30日までに送付することとしている。

※参考（福岡検察審査会の管轄区域）

福岡第一検察審査会及び福岡第二検察審査会の管轄区域は、福岡、宗像、甘木の各簡易裁判所の管轄区域内の26市区町村であり、それぞれの簡易裁判所の管轄区域内の市町村は次のとおり。

- ・福岡簡易裁判所の管轄区域 福岡市(7区)、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、古賀市、那珂川市、糟屋郡(宇美町、粕屋町、篠栗町、志免町、新宮町、須恵町、久山町)
- ・宗像簡易裁判所の管轄区域 宗像市、福津市
- ・甘木簡易裁判所の管轄区域 朝倉市、朝倉郡(筑前町、東峰村)

報告事項 3

裁判員候補者予定者の選定について

1 裁判員制度について

裁判員制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決める制度であり、国民が刑事裁判に参加することにより、裁判が身近で分かりやすいものとなり、司法に対する国民の信頼の向上につながることを目的としている。

(1) 対象となる事件

殺人、強盗致死傷、傷害致死、危険運転致死、現住建造物等放火、身代金目的誘拐、保護責任者遺棄致死等

(2) 裁判の体制

裁判の合議体は原則として「裁判官 3 人、裁判員 6 人」である。

(3) 裁判員の役割

裁判官とともに評議を行い、有罪・無罪を決定するとともに、有罪の場合は量刑判断も行う。評決は、裁判官を含めた多数決によるが、裁判官の 1 名以上が多数意見側であることが必要とされている。

2 裁判員の選任について

(1) 裁判員候補者予定者名簿の調製・送付

市区町村選挙管理委員会は、裁判員候補者予定者名簿を調製し、地方裁判所に送付することとされている。

(2) 裁判員候補者名簿の調製

地方裁判所は、裁判員候補者予定者名簿に基づき裁判員候補者名簿を調製し、裁判員候補者の資格調査を行う。裁判員候補者名簿は、翌年に実施される裁判員裁判向けに毎年調製されるため、有効期限は 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間である。

(3) 裁判員・補充裁判員の選任

地方裁判所では裁判員による裁判の 6 週間前にくじを実施し、くじで選ばれた者に質問票を送付して辞退事由の有無等を確認したうえで、その裁判の裁判員を選任する。また、地方裁判所は、必要に応じて裁判員の数を超えない範囲で補充裁判員を選任する。

3 裁判員候補者予定者の選定について

(1) 選定方法

市区町村選挙管理委員会は裁判員候補者予定者名簿に登載する者（＝裁判員候補者予定者）を、毎年 9 月 1 日現在選挙人名簿登録者の中からくじにより選定することとされている。

(2) 選定数（割当数）

市区町村選挙管理委員会が選定すべき裁判員候補者予定者の数（＝割当数）は、市区町村選挙管理委員会における 6 月 1 日現在の選挙人名簿登録者数に基づき、地方裁判所において決定され、市区町村選挙管理委員会に通知される。

※（参考）本市各区の令和８年の割当数

区 名	東 区	博多区	中央区	南 区	城南区	早良区	西 区	計
割当 数	538人	418人	347人	447人	216人	371人	348人	2,685 人

4 候補者予定者名簿の調製日程について

令和７年８月４日まで ６月１日現在選挙人名簿登録者数照会への回答
(区選挙管理委員会→福岡地方裁判所)

９月１日まで 令和８年候補者割当数通知
(福岡地方裁判所→区選挙管理委員会)

９月中旬 候補者予定者選定のためのくじの実施
(区選挙管理委員会事務局)

９月19日 区委員会会議
(候補者予定者名簿の調製の議決)

９月30日まで 候補者予定者名簿の送付
(区選挙管理委員会→福岡地方裁判所)

※ 候補者予定者名簿の法定送付期限は10月15日となっているが、福岡地方裁判所からの依頼に基づき 9月30日までに送付することとしている。

※ 福岡県内で裁判員裁判が行われる裁判所は、福岡地方裁判所及び福岡地方裁判所小倉支部の２箇所となっている。